

文久三年十二月二十六日より文久三年十二月三十日まで

P8311069 right

追善の式なり、福茶蕎麦等を設く、神奈川表より二時限、御用状到来、仏フレッキマンより此度野石両州引合減税の儀に付、為取替書案を出し、右より閣老御書翰添え様、尤明廿七日夕七ツ時迄に受取度旨の儀也、是は渠より誣(し*)ゆるにて、談判等一切無し事也
廿七日亥 晴

昨□金川より申越す御用状の儀に付、豆州書中を以、縷々述遣す、今朝五ツ半時御供揃にて濱御庭へ被為、入夫より御船にて御上洛、右に付五時登城下乗外へ、御目見に罷出る、木村へ鮭一隻同用人へ、小菊久昨足袋壱足、牛込へ鮭一隻一方奴婢二百文づつ、四ツ谷寺院(一朱)藤山(二方)、医小川(五方)

歳暮使出せし歟、野宮へ諸大夫被仰付吹聴申遣せし旨、長蔵伴鉄次郎来る、柳亭来る官位の印を贈らる、黄窪【文字判読不可】鯉魚一尾贈り越す、金港出張の半之助より急御用状を以英国書□

大臣へ被遣し御書翰案加除いたし旨にて同国書記(官)差出段を以届け来る其書□更に弁兼々

P8311069 left

廿八日子 晴

須崎伯母歳暮に來り小品持参、歳暮賀品例の通り遣す、且婢共へも小品贈らる、友助志願筋にて来る、出

殿今早天、御出船被遊由、退出薄晩に至る、牛姑年暮賀として來り、たら一尾一方鉄へ湯吞茶わん

半懸、け等贈らる旨、広沢(悦)上京とて暇を告に來りし旨、右に付小三郎を遣し残品を贈る一泊せしむ

廿九日丑 晴

小三郎歸り来る、出 殿、本日瑞西(スイス)国仮條約為取替相済御委任は甲豫兩人也、薄晩退出

松浪ふく菓少許持來りし旨、金井(源)へ花曆の謝として唐堂一挺遣す、伊藤(幸)へ馬の謝銀為持遣す、御右筆組頭以下、例暮使本日不残相済旨、□野谷へ曆二枚遣す、金港筑豆相三人より減税書面並祝砲国旗の揚方に付、フレッキマン対記御用状にて届く

晦日寅 晴

1:渠より誣(し)ゆる、頭領が事実をまげて言(う)つと?

()内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【文字判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。